

船舶事故調査報告書

平成28年9月29日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（立標）
発生日時	平成27年8月9日 09時30分ごろ
発生場所	鹿児島県龍郷町竜郷港 竜郷港阿丹埼北東方照射灯から真方位119°290m付近 （概位 北緯28°26.2′ 東経129°36.5′）
事故の概要	プレジャーボート愛奈は、北東進中、立標に衝突した。 愛奈は、右舷船首外板に亀裂等を生じ、また、立標は、折損を生じた。
事故調査の経過	平成27年9月3日、調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 愛奈、2.6トン KG3-36288（漁船登録番号）、個人所有 第295-31503号（船舶検査済標の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	本船 右舷船首外板に亀裂及び破口 立標 折損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長が、操舵室の左舷後方に立って約9ノットの対地速力で遠隔操舵により南東側が可航水域を示す立標（以下「本件立標」という。）に向けて航行中、操舵室で潮見表を探せずに困っている同乗者に振り向いてその場所を教えていたところ、本件立標に衝突した。 本件立標は、直径約0.3m、白色、高さ平均水面上約1.5m、材質が鉄筋コンクリート製であった。
分析	本船は、本件立標に向けて航行中、船長が操舵室にいる同乗者に潮見表の場所を教えていて前方の見張りを行っていなかったことから、本件立標に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本件立標に向けて航行中、船長が前方の見張りを行っていなかったため、本船が本件立標に衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・航行中は、常時、適切な見張りを行うこと。